

していふんそうかいけつきかん 指定紛争解決機関について

しんたくきょうかい きんゆうちょう しんたくぎょうほう
信託協会では、金融庁から信託業法および

きんゆうきかん しんたくぎょうむ けんえいとう かん ほうりつ もと
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基

していふんそうかいけつきかん してい う へいせい ねん
づく指定紛争解決機関の指定を受け、平成22年

がつ にち していふんそうかいけつきかん ぎょうむ
10月1日より、指定紛争解決機関としての業務を

かいし すべ しんたくけんえいきんゆうきかん しんたくがいしゃとう
開始し、全ての信託兼営金融機関、信託会社等

しんたくぎょうむ かか くじょう かいけつ あらそ ばあい
の信託業務に係る苦情の解決、争いがある場合

のあっせんなど、しんたくぎょう けんぜん はってん し
信託業の健全な発展に資する

ぎょうむ おこ
業務を行っております。

くじょうしよりてつづ たいしょう きんゆうきかん
苦情処理手続きなどの対象となる金融機関、

しんたくがいしゃとう べっし けいさい
信託会社等は（別紙1）に掲載しております。

べっし とうきょうかい てつづきじっしきほんけいやく ていけつ
（別紙1）当協会と手続実施基本契約を締結し

きんゆうきかん しんたくがいしゃとういちらん
ている金融機関、信託会社等一覧

さらに、^{くじょうしよりてつづ}苦情処理手続き・^{ふんそうかいけつてつづ}紛争解決手続きの

^{いっそう}一層の^{じゅうじつ}充実のために^{つぎ}次のような^{とく}取り組みを^{おこな}行
っております。

^{しんたくうんえいこんだんかい}信託運営懇談会^{せっち}の設置

^{とうきょうかい}当協会では、^{ほうりつがくしゃ}法律学者、^{べんごし}弁護士、^{しょうひしゃぎょうせい}消費者行政

^{きかん}機関、^{しょうひしゃかんれんせんもんかとう}消費者関連専門家等^{こうせい}で構成される『^{しんたく}信託

^{そうだんじょううんえいこんだんかい}相談所運営懇談会』^{せっち}を設置し、^{せんもんか}これらの専門家

^{かたがた}の方々から^{いけん}意見をいただき、^{しんたくそうだんじょ}信託相談所におけ

^{くじょうしよりてつづ}る苦情処理手続きや「^{いいんかい}あっせん委員会」での

^{ふんそうかいけつてつづ}紛争解決手続きの^{こうせい}公正・^{えんかつ}円滑な^{うんえい}運営および^{かいぜん}改善

^{つと}に努めております。

とうきょうかい くじょうしよりてつづ たいしょう
当協会における苦情処理手続きなどの対象と

きんゆうきかん しんたくがいしゃとう
なる金融機関、信託会社等

とうきょうかい くじょうしよりてつづ ふんそうかいけつ
当協会が行う苦情処理手続きおよび紛争解決

きかんてつづ ぎょうむ たいしょう きんゆうきかん
機関手続き業務などの対象となる金融機関、

しんたくがいしゃとう べっし らん
信託会社等は（別紙1）をご覧ください。

べっし とうきょうかい てつづきじっしきほんけいやく ていけつ
（別紙1）当協会と手続実施基本契約を締結し

きんゆうきかん しんたくがいしゃとういちらん
ている金融機関、信託会社等一覧

くじょう
苦情

かなかトラブルが解決しないお客さまへ

トラブルがなかなか^{かいけつ}解決しないお^{きやく}客さまは「あ
っせん^{いいんかい}委員会」を^{りよう}ご利用いただけます。